

地 域 指 定	昭和 45 年度
計 画 策 定	昭和 46 年度
特 別 管 理 指 定	昭和 50 年度
特 別 管 理 指 定	昭和 56 年度
農業・農村再編成型計画指定	昭和 61 年度
特 別 管 理 指 定	平成 3 年度
特 別 管 理 指 定	平成 9 年度
基礎調査による定期見直し	平成 14 年度
基礎調査による定期見直し	平成 19 年度
基礎調査による定期見直し	平成 24 年度
基礎調査による定期見直し	平成 29 年度
基礎調査による定期見直し	令和 4 年度

紫波農業振興地域整備計画書

令和 5 年 3 月

岩手県紫波町

は　じ　め　に

紫波町は、都市と農村の両方の魅力を併せ持ち、産業の中でも農業をまちの基幹産業と位置付け、美しい農村を維持しつつ、多様な産業と融合しながら発展する体制を構築するとともに、多様な担い手を確保すべく、これまでさまざまな取組を進めてまいりました。

しかしながら、農業者の高齢化や後継者不足等の課題は年々深刻化しており、加えて、新型コロナウイルス感染症の影響による農産物消費の停滞や世界情勢の影響による資材等の価格の高騰など、農業・農村を取り巻く社会環境は厳しさを増しております。

このような情勢の中であっても、農業者の経営安定、担い手の育成・確保、農地の保全、生産基盤及び農村の整備などを適切に実施することにより、持続可能な農業構造を構築する必要があります。また、そこに暮らす人たちが地域に誇りを持ちながら心地よく生活できる農村づくりを進めていく必要があります。

上記のような背景を踏まえ、このたび、紫波町の農業を総合的に振興することを目的に、農業振興地域の整備に関する法律に基づき「紫波農業振興地域整備計画」の見直しを行いました。

今回の見直しでは、「今ある営農環境を次世代に継承するための持続可能な農業構造の構築」を上位目標とし、各種施策を計画的に推進することとしております。

本計画に基づき、紫波町の農業を魅力ある産業として発展させていくとともに、持続可能な形で次世代へ引継ぎ、活力ある農村を築くために取り組んでまいります。

おわりに、本計画の見直しにあたり、ご指導とご協力を賜りました関係機関・団体各位に心より感謝申し上げます。

令和5年3月

紫波町長　熊　谷　　泉

整備計画書目次

第 1 地域の振興方向	・ ・ ・ ・ 1 頁	2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	・ ・ ・ ・ 29 頁
1 振興の方向	・ ・ ・ ・ 1 頁	3 森林の整備その他林業の振興との関連	・ ・ ・ ・ 30 頁
2 計画の特色	・ ・ ・ ・ 1 頁	第 6 農業近代化施設の整備計画	・ ・ ・ ・ 31 頁
(1) 計画策定の概要	・ ・ ・ ・ 1 頁	1 農業近代化施設の整備の方向	・ ・ ・ ・ 31 頁
(2) 計画内容の特色	・ ・ ・ ・ 1 頁	2 農業近代化施設整備計画	・ ・ ・ ・ 31 頁
3 施策体系	・ ・ ・ ・ 3 頁	3 森林の整備その他林業の振興との関連	・ ・ ・ ・ 31 頁
4 農業生産の振興方針	・ ・ ・ ・ 4 頁	第 7 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	・ ・ ・ ・ 32 頁
5 農業地域別区分	・ ・ ・ ・ 6 頁	1 農業を担うべき者の育成の方向	・ ・ ・ ・ 32 頁
6 地域別振興方針	・ ・ ・ ・ 7 頁	2 農業就業者育成・確保施設整備計画	・ ・ ・ ・ 32 頁
第 2 農用地利用計画	・ ・ ・ ・ 10 頁	3 農業を担うべき者のための支援の活動	・ ・ ・ ・ 32 頁
1 土地利用区分の方向	・ ・ ・ ・ 10 頁	4 森林の整備その他林業の振興との関連	・ ・ ・ ・ 32 頁
(1) 土地利用の方向	・ ・ ・ ・ 10 頁	第 8 農業従事者の安定的な就業の促進計画	・ ・ ・ ・ 33 頁
(2) 農業上の土地利用の方向	・ ・ ・ ・ 15 頁	1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標	・ ・ ・ ・ 33 頁
2 農用地利用計画	・ ・ ・ ・ 19 頁	2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	・ ・ ・ ・ 33 頁
第 3 農業生産基盤の整備開発計画	・ ・ ・ ・ 20 頁	3 農業従事者就業促進施設	・ ・ ・ ・ 33 頁
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	・ ・ ・ ・ 20 頁	4 森林の整備その他林業の振興との関連	・ ・ ・ ・ 33 頁
2 農業生産基盤整備開発計画	・ ・ ・ ・ 21 頁	第 9 生活環境施設の整備計画	・ ・ ・ ・ 35 頁
3 森林の整備その他林業の振興との関連	・ ・ ・ ・ 22 頁	1 生活環境施設の整備の目標	・ ・ ・ ・ 35 頁
4 他事業との関連	・ ・ ・ ・ 22 頁	2 生活環境施設の整備計画	・ ・ ・ ・ 36 頁
第 4 農用地等の保全計画	・ ・ ・ ・ 24 頁	3 森林の整備その他林業の振興との関連	・ ・ ・ ・ 36 頁
1 農用地等の保全の方向	・ ・ ・ ・ 24 頁		
2 農用地等保全整備計画	・ ・ ・ ・ 24 頁	付 図	
3 農用地等の保全のための活動	・ ・ ・ ・ 24 頁	1 農地利用計画図 (付図 1 号)	
4 森林の整備その他林業の振興との関係	・ ・ ・ ・ 24 頁	2 農業基盤整備開発計画図 (付図 2 号)	
第 5 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	・ ・ ・ ・ 25 頁		
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	・ ・ ・ ・ 25 頁		
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	・ ・ ・ ・ 25 頁		
(2) 営農類型ごとの経営体の目標	・ ・ ・ ・ 25 頁		
(3) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	・ ・ ・ ・ 28 頁		

第 1 地域の振興方向

1 振興の方向

紫波町（以下「本町」という。）は、岩手県のほぼ中央に位置し、東西を奥羽山脈と北上高地に囲まれ、町の中央を北上川が流れる自然豊かな町である。町の中央部及び西部では平坦地の水田が美しい田園風景を生み出し、東部においては北上高地の丘陵地を活かした果樹の生産や棚田が形成されている。

また、町の都市部と農村部をつなぐ民間主導の公民連携事業であるオガールプロジェクトの施行から 10 年が経過し、農村部においても官民連携による学校跡地活用の検討が始まるなど、都市・農村双方において新しい魅力づくりが進められている。

これらのことから、本町では、都市においても農村においても、それぞれが持つ豊かな暮らしを楽しむ土壌が構築されつつあり、激しく社会情勢が変化する中であっても、多様な価値観を認め合うまちづくり・農村づくりを推進し、第三次紫波町総合計画に掲げる「暮らし心地の良いまち」の実現を目指す。

2 計画の特色

（１） 計画策定の概要

本町は、昭和 45 年度に農業振興地域の指定を受け、昭和 46 年度に「紫波農業振興地域整備計画（以下、「本計画」という。）」を策定した。以降 9 回の見直しが行なわれ、農用地の確保・保全と地域農業の確立のための諸施策を計画的に展開してきた。

その一方で、依然として進展する農業従事者の高齢化や後継者不足とこれに伴う荒廃農地の増大、基幹作物である米の取引価格の下落、新型コロナウイルス感染症の影響による農産物消費の停滞、世界情勢の影響に伴う資材及び畜産飼料の高騰など、農業・農村を取り巻く社会環境は極めて厳しい状況にある。

このような不安定な情勢の中において、本町では、循環型農業を基本とした効率的・安定的な農業経営の実現に向けて、紫波町の農業の将来を見据え、今回計画を見直すものである。なお、本計画は、本町の「第三次紫波町総合計画」、「紫波 2100 2021 環境・循環基本計画」、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」、「紫波町都市計画マスタープラン」、「紫波町森林整備計画」のほか、関係農業団体の諸計画との整合を図ったものであり、令和 14 年までを見通した本町の農業振興に資する基本計画である。

（２） 計画内容の特色

本町には、1,251 経営体の農業経営体が存在しており、経営規模別に見ると、このうち 3.0ha 未満の小規模経営体が 997 経営体存在している。また、全経営体のうち、組織的経営を行っているのは 42 経営体と、ほとんどの経営体が個人（世帯）経営であり、

現状、農業所得だけで生計を立てることは非常に難しく、また、農業に携わることができる人材が限定的な個人（世帯）経営体では、規模拡大が望みにくい状況にある。農業従事者を年齢層別に見ると、農業従事者の54.9%が70歳以上であり、後継者がいない場合、最終的に離農せざるを得ず、受け手のいない農地が荒廃化するおそれがある。

次に、本町の農業振興地域内の農地は、その75.7%（4,491ha）を水田が占めている。近年、食の多様化や社会情勢の変化により、米の消費が低迷しているため、水田をいかに活用するかが課題となっている。しかしながら、米価を維持するために生産目安も維持しなければならないため、ごく一部の大規模経営体を除いて、水田農業だけでは十分な農業所得を上げられない状態にある。

さらに、本町では環境保全型の循環型農業を推進してきたが、資材等の価格が高騰し、労力にかかる費用も増大する状況下にあっても、その必要性に理解を示しながらも、この取組を継続することに難しさを感じている生産者も現れている。

このように、農業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあるが、制度等をうまく活用し、地域にある農地の集積・集約化を進めながら営農している法人や、耕畜連携に資する効率的・省力的な作物の導入を試みる経営体、また、新たな農法にチャレンジしようとする者も存在している。これらの取組は、地域農業の特色として将来的な付加価値につながる可能性がある。

以上のことから、高齢化が進み、担い手が減少していく社会の中であっても、次の世代が営農し続けられる仕組みをつくり、既存の生産基盤を維持しつつ、それぞれの地域における特色ある農業を時代に合った形で継続していく必要がある。そのため、本計画における上位目標及び基本方針を次のとおりとし、農業構造が大きく変わろうとしている状況下であっても、時代に合った農業を実現するために各種施策を推進していく。

【上位目標】

「今ある営農環境を次世代に継承するための持続可能な農業構造の構築」

【基本方針】

「十分な農業所得を生み出し得る規模及び経営能力を有する組織的経営体の組成・育成」

「地域の特色とつながりを生かした農地の有効活用及び保全」

「みどりの食料システム戦略に則った持続可能な農業の構築」

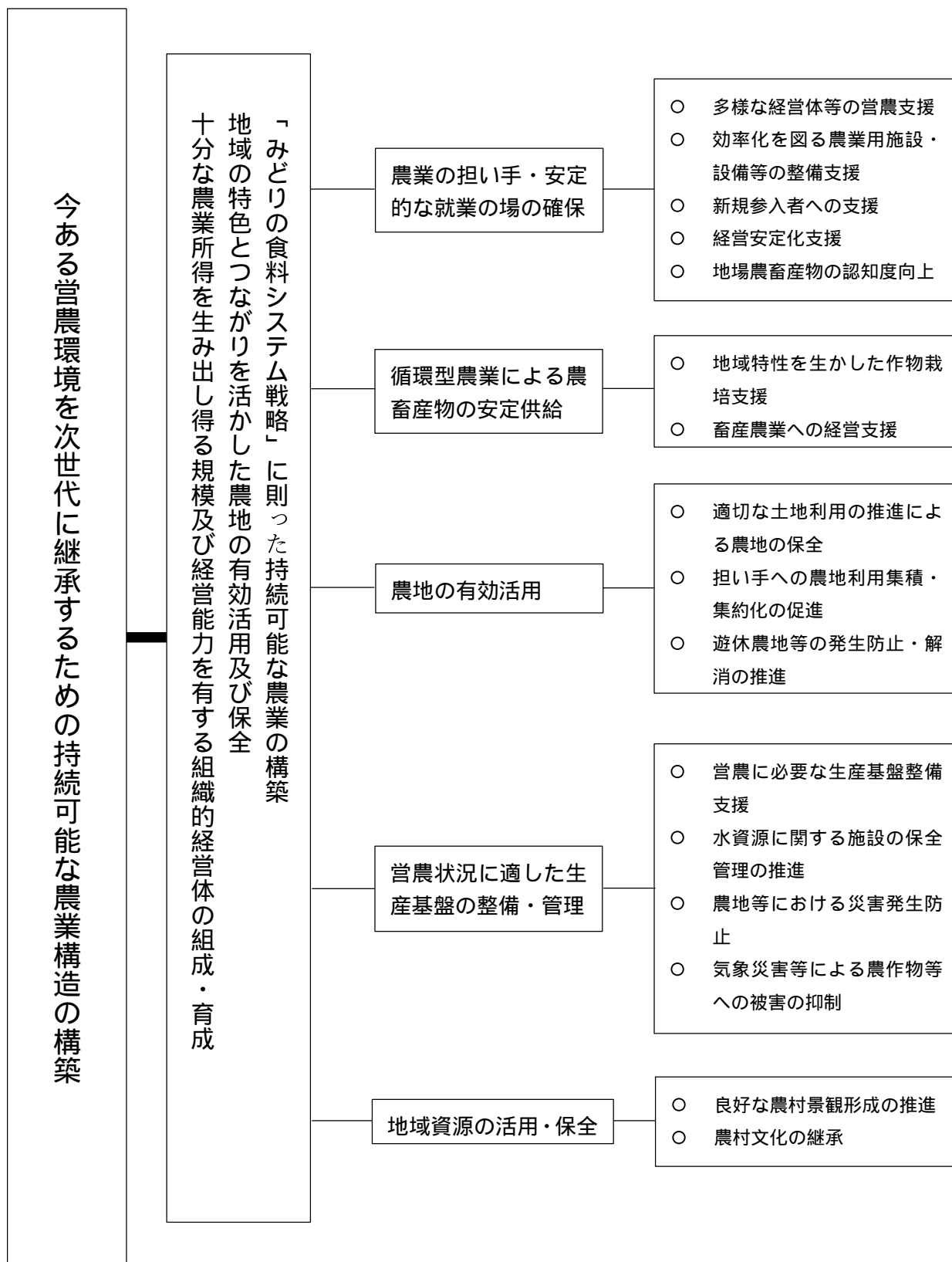
3 施策体系

【上位目標】

【基本方針】

【個別目標】

【手段】



4 農業生産の振興方針

本町では、生産者の高齢化や担い手不足が深刻化しており、生産者全体の 54.9% を占める 70 歳以上の生産者の将来的な離農に伴い、急激に担い手が減少し、農地が供給過剰になると予測されている。このような状況に対して、法人等の組織的な営農によって担い手を確保するとともに、農地の有効活用を図るため、省力的で大規模に栽培できる作目の導入を目指す。

また、循環型農業を基軸とした土地利用型農業の振興、園芸振興及び畜産振興を柱とし、農業生産の振興を図る。農業生産の振興にあたっては、これまで基本としてきた減農薬・減化学肥料及び有機質肥料による土づくりに加え、「みどりの食料システム戦略」を念頭に農業所得の向上に資する作物生産や営農形態等について検討し、持続可能な農業を目指す。

(1) 米穀類

本町の基幹作物である米については、これまでもうるち米やもち米を中心とした特別栽培の取組を行ってきた。特に、もち米は、日本でも有数の産地であり、本町の農地面積 6,043ha のうち 1,086ha (18.0%) で生産されている。実需者からの期待も大きいため、今後も全国屈指の産地を維持するよう努める。

営農形態としては従前の集落営農に加え、認定農業者を含む担い手への農地集積・集約化を促進し、作業効率を高め生産コストの低減を図りつつ、野菜などの高収益作物を組み合わせた複合経営を促進し、生産者の所得向上を図る。

主な品種について、うるち米では、県ブランド米である「銀河のしずく」を基幹品種として生産拡大を図る。「ひとめぼれ」については慣行栽培を基本にするとともに、需要に応じた特別栽培を推進する。もち米では、「ヒメノモチ」の慣行栽培を基本とし、需要に応じて小麦栽培後の特別栽培を推奨する。また、うるち米、もち米の種子生産も促していく。

このほか、水田を活用した小麦及びそばもしくは大豆の二毛作の取組を進める。麦は「ゆきちから」を主力品種として、「もち姫」、「銀河のちから」の作付けを推進する。そばについては、小麦の後作として作付けを推進する。

子実用とうもろこしについて、水田で栽培する実証実験が令和 2 年度から行われており産地化が期待されている。耕畜連携や水田の遊休化解消に資するこの取組を引き続き推進していく。

(2) 野菜

野菜は、品目によっては作付けが拡大している品目もあり、新規就農においては、野菜生産を中心に取り組む者が多い。

果菜類ではきゅうりやトマト、葉茎菜類ではキャベツ、ねぎ、たまねぎ、その他野菜

ではえだまめやズッキーニ等の収益性の高い作物を中心に作付けが行われている。近年、これらの中でも、たまねぎ、えだまめ、ズッキーニの作付面積が拡大傾向にある。また、水田転換においては、上記の作物に加えて、かぼちゃやアスパラガス等も生産されており、今後もマーケットインの視点に基づいた高収益作物の作付けを推進する。

土地利用型野菜については、機械化や水田活用等による作付けの拡大を推進し、労働集約型野菜については、施設等の整備や長期出荷作型の導入支援により、野菜生産の振興を図る。

(3) 畜産

肉用牛の生産においては、肉用牛の飼養戸数並びに飼養頭数は共に減少傾向にあるが、1戸当たりの飼養規模は増加傾向にある。また、肉豚の飼養頭数については増加傾向にある。これらの経営体では、肉畜が複合経営の中核となっており、それぞれの経営体に応じた規模拡大を促進するとともに、「しわ牛」、「しわもちもち牛」、「しわ豚」、「しわ黒豚」といったブランド肉畜の普及を図る。採卵鶏については、近年、飼養羽数及び出荷数ともに伸びており、今後も飼養管理及び衛生管理の徹底を促し、経営状況に合わせた規模拡大を促進する。

また、養豚部門を取り入れた紫波地域畜産クラスター計画について関係団体と検討し、畜産振興につながるよう取り組んでいく。これに加えて、耕種農家の土づくりにつながる堆肥の活用を推進していく。

(4) 果樹

果樹は、りんご、ブドウを基幹とし、主に東部の地形と地質を活かした栽培が行われている。高齢の生産者が栽培しているケースが多く、現在の生産規模を維持するための労働力が確保できず、設備等の更新や樹体の老齢化に合わせて離農する生産者が現れ始めている。一方で、国際水準 GAP の取組を実施し、積極的に販路開拓をしている生産者も存在している。

ほ場を次世代につないでいく仕組みについて検討し、計画的な改植等により園地の若返りを図る方法を模索しながら、生食及び加工の両面に力を入れ、顧客を確保して販売力の向上を図る。

(5) 花き

花きは、水田を活用した作目として、農業所得の向上に寄与してきたが、生産者の高齢化及び担い手の不足により作付面積の拡大は難しい状況にある。

栽培品目としては、りんどうや小ぎくに加え、トルコギキョウ、ユリ、コスモス等の洋花が中心となっていたが、近年、作付面積は減少傾向にある。

一方、地域農業マスタープラン(人・農地プラン)に基づいて、集落営農組織による

水田を活用した花き栽培が行われてきた地域もあることから、組織的生産を進めていく。また、品目単位で栽培に関する統一した方針を掲げ、多品目・高品質生産を推進する。

(6) 菌茸類

菌茸類については、シイタケ、ヒラタケ等が生産されている。シイタケについて、近年、菌床栽培によるシイタケの生産量が順調に伸びている。一方、原木栽培による生産量は原木の価格上昇及び確保難により減少傾向にある。また、栽培手法に関わらず、経営体数は減少している。

社会環境が大きく変化することに伴い、食に対する需要も変化している中ではあるが、高収益作物等との複合経営を促進し、生産農家の安定経営を図る。

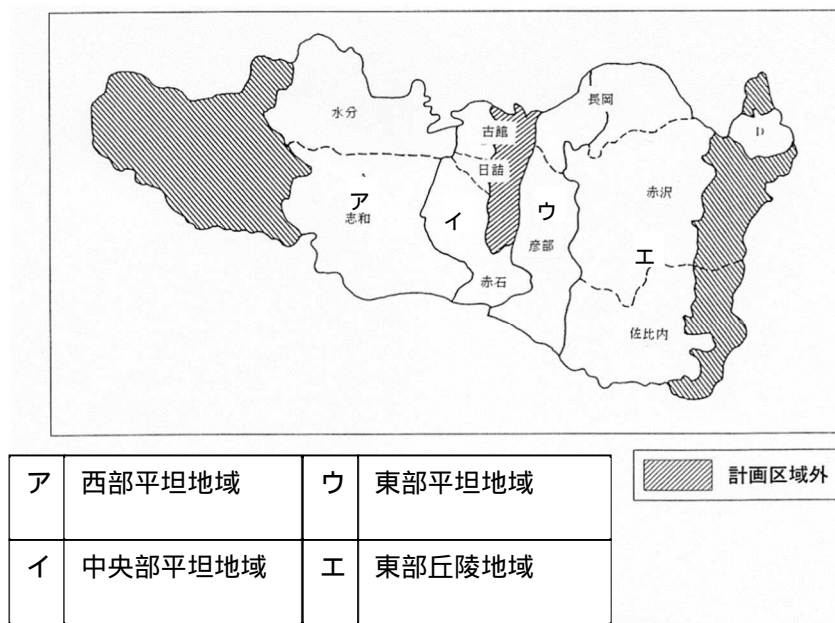
5 農業地域別区分

農業生産にあっては、本町の自然的・社会的条件等により農業振興地域を次の4地域に区分し、地域性に適合する生産構造を確立して主産地の形成を図る。

(2010 世界農林センサスのうち、農業集落調査による)

地域分類	集落名
西部平坦地域 (27 集落)	上松本、升沢、宮手、下松本、吉水、小屋敷、上山、南伝法寺、新山、志和町、志和町第一、八幡、稲藤、田面木、牡丹野、中央、沢田、北田、権現堂、漆立、十二神、上久保、丹後、新田、岡田、越田、南山王
中央部平坦地域 (14 集落)	中陣、十日町、下町、上町、陣ヶ岡、平沢上通、平沢中通、平沢北通、野岸、京田、小路口、蔭沼、甘木、犬渕
東部平坦地域 (10 集落)	彦部南向、彦部北向、大巻、星山、犬吠森、栃内、東長岡、六日町、西長岡、犬草
東部丘陵地域 (32 集落)	正分沢、鴨目田、平栗、中屋敷、川原町、芳沢、細峯、中沢、砥ヶ崎、横町、十二神、舘前、神田、横寺、田屋、黒森、山崎、牛の頭、白石、赤沢、牛ヶ馬場、漆山、船久保、紫野、遠山、北田、下山屋、上山屋、大志田、北沢、常川、横沢

農業地域分布図



6 地域別振興方針

(1) 西部平坦地域

ア 水稻を基幹作物とし、うるち米・もち米の安定的生産並びに種子生産に取り組んでいく。うるち米においては、これまで主力品種であった「ひとめぼれ」に代わり、「銀河のしずく」の生産を推奨し作付けの転換を図る。「ひとめぼれ」については慣行栽培を基本とするほか、需要に応じた特別栽培を推進する。

イ 小麦、大豆、飼料作物及びそば等の土地利用型作物については、需要に応じた品種の適地への作付け、栽培技術の確立による品質向上及び農地利用集積・集約化による有効な土地利用並びに生産コストの低減を推進する。特に、小麦は、法人や集落営農組織を中心にブロックローテーションによる作付けを行っており、「ゆきちから」、「もち姫」、「銀河のちから」とそば、大豆等の二毛作により、収益の向上を図る。

ウ 野菜については、転換田の有効活用を中心に、きゅうり、トマト、ミニトマト、ピーマンなどの地域振興作物の生産振興を図るほか、ねぎ、レタス、えだまめ、キャベツ、ズッキーニ、たまねぎなどの重点園芸作物の生産拡大を図る。

エ 畜産については、黒毛和種の繁殖・肥育を中心とした肉用牛生産と、養豚及び採卵鶏の振興を図り、生産拡大に努める。

オ 花きについては、りんどう、ユリ、小ぎく等を中心に振興を図る。

カ 菌茸類については、森林資源を活用した原木の確保に取り組み、生シイタケの生産の推進を図る。

キ 地域の関係機関と相互に連携して、産直施設や観光施設その他観光資源を有効活用したグリーン・ツーリズム等の推進を図る。

(2) 中央部平坦地域

ア 水稻を基幹作目とし、うるち米・もち米の安定的生産並びに種子生産に取り組んでいく。うるち米においては、これまで主力品種であった「ひとめぼれ」に代わり、「銀河のしずく」の生産を推奨し作付けの転換を図る。「ひとめぼれ」については慣行栽培を基本とするほか、需要に応じた特別栽培を推進する。

イ 小麦、大豆、飼料作物及びそば等の土地利用型作物については、需要に応じた品種の適地への作付け、栽培技術の確立による品質向上及び農地利用集積・集約化による有効な土地利用並びに生産コストの低減を推進する。特に、小麦は、法人や集落営農組織を中心にブロックローテーションによる作付けを行っており、「ゆきちから」、「銀河のちから」とそば、大豆等の二毛作により、収益の向上を図る。

ウ 野菜については、転換田の有効活用を中心に、きゅうり、トマト、ミニトマト、ピーマンなどの地域振興作物の生産振興を図るほか、ねぎ、レタス、えだまめ、キャベツ、ズッキーニ、たまねぎなどの重点園芸作物の生産拡大を図る。

エ 畜産については、黒毛和種の繁殖を中心とした肉用牛生産を振興し、生産拡大に努める。

オ 果樹については、りんごを中心に、地力増進や計画的な改植を進め、高品質化及び収益の向上を図る。

カ 菌茸類について、菌床栽培による生シイタケの生産に取り組み、生産を推進する。

(3) 東部平坦地域

ア 水稻を基幹作目とし、うるち米・もち米の安定的生産並びに種子生産に取り組んでいく。うるち米においては、これまで主力品種であった「ひとめぼれ」に代わり、「銀河のしずく」の生産を推奨し作付けの転換を図る。「ひとめぼれ」については

慣行栽培を基本とするほか、需要に応じた特別栽培を推進する。

イ 小麦、大豆、飼料作物及びそば等の土地利用型作物については、需要に応じた品種の適地への作付け、栽培技術の確立による品質向上及び農地利用集積・集約化による有効な土地利用並びに生産コストの低減を推進する。特に、小麦は、法人や集落営農組織を中心にブロックローテーションによる作付けを行っており、「ゆきちから」、「銀河のちから」とそば、大豆等の二毛作により、収益の向上を図る。

ウ 野菜については、転換田の有効活用を中心に、きゅうり、トマト、ミニトマト、ピーマンなどの地域振興作物の生産振興を図るほか、ねぎ、レタス、えだまめ、キャベツ、ズッキーニ、たまねぎなどの重点園芸作物の生産拡大を図る。

エ 畜産については、黒毛和種の繁殖・肥育を中心とした肉用牛生産と、養豚の振興を図り、生産拡大に努める。

(4) 東部丘陵地域

ア この地域は、りんご、ブドウを中心とした果樹生産の中核地域であり、「フルーツの里」を体現している地域である。

果樹については、地力増進や計画的な改植等により生産力の向上を図り、高品質化及び収益力の向上を図る。

イ 水稻については、うるち米の安定的生産並びに種子生産に取り組んでいく。これまで主力品種であった「ひとめぼれ」に代わり、「銀河のしずく」の生産を推奨し、作付けの転換を図る。「ひとめぼれ」については慣行栽培を基本とするほか、需要に応じた特別栽培を推進する。

ウ 菌茸類については、森林資源を活用した原木確保に努め、生シイタケの生産拡大を図る。

エ 関係機関と相互に連携し、フルーツロードとして位置づけている国道 396 号沿いを中心として、産直施設、農家レストラン、観光果樹園、農村公園等の拠点施設及びその他の観光資源を活用したグリーン・ツーリズム等の推進を図る。

第2 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

(ア) 地域の位置

本町は、岩手県のほぼ中央に位置し、県都盛岡市と花巻市の中間にあって、総面積 238.98km² を有している。東西に長い形状をなし、東と南は花巻市、西は雫石町、北は盛岡市と矢巾町に接している。

(イ) 自然条件

a 地形

本町は北上盆地に属し、中央部を北上川が流れ、西方には奥羽山脈、東方には北上高地がそれぞれ南北に連なっている。

西部地域は奥羽山脈のすそ野に平坦な水田地域が拓け、東部地域は北上川流域沿いの平坦地と山間丘陵地となっている。

主な河川は、西方から滝名川、黒沢川が、東方からは天王川、赤沢川、彦部川、姉市川の一級河川が、それぞれ北上川に注いでいる。

b 気象

北上川流域は内陸型の盆地気候で、冬季は比較的温暖で積雪量はあまり多くない。西部奥羽山麓は、寒冷多雪の日本海型気候で、積雪期間も長く晩霜の被害を受けることがある。東部地域は、西部地域に比較し積雪量は少ない。

本町の過去 10 年における平均気温は 10.9℃、降水量は 1,257.5mm である。

c 地質

西部奥羽山麓に連なる地帯は、その大部分が火山岩質及びその堆積物からなり、平坦地は第四紀層の砂礫の未固結堆積物がすべてを占め、中央部北上川流域は肥沃な沖積層となっている。一方、東部北上高地は、その大部分が石灰岩岩石からなり、表層の地質は、古生代の泥岩、石灰岩、中世代の蛇門岩質岩石からなっている。

(ウ) 土地利用の現状

土地利用の現状は、農業振興地域（都道府県が指定する地域）面積 15,838ha

のうち農地 5,865.3ha (37.0%)、農業用施設用地 17.0ha (0.1%)、山林原野 7,999.8ha (50.5%)、宅地及び工業用地 822ha (5.2%)、その他 1,133.9ha (7.2%) となっている。農地の利用状況は、田 4,473.0ha、畑 938.3ha、樹園地 454.0ha である。

(エ) 人口の動向

本町の人口は、昭和 30 年から昭和 45 年まで減少傾向にあったが、その後増加に転じて、平成 7 年には昭和 30 年と同水準の 31,311 人まで回復した。これ以降も緩やかに増加を続けてきたが、平成 17 年の 33,692 人をピークに緩やかな減少へと推移している。しかしながら、中央部における都市開発の影響により、人口減少のスピードは、紫波町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(以下、「人口ビジョン」という。)における将来推計よりも緩やかになっている。

都市計画用途地域(以下「用途地域」という。)と農業振興地域の人口の推移を比較すると、中央部における都市開発の影響から、用途地域内の人口は子育て世代を中心とした転入により増加を続けている一方で、町の東部・西部においては自然減による人口減少が加速している。中央部の増加と東部・西部の減少が均衡して、町全体としては横ばい若しくは微減となっている状況である。

(オ) 産業の将来の見通し

本町の産業別人口の推移を見ると、就業者の総数は平成 22 年度以降回復傾向にあり、令和 2 年時点で 18,073 人となったが、以後は緩やかに減少していく見通しとなっている。

農業を含む第一次産業は、近代化が進むにつれて就業者数は右肩下がりの状態が続き、令和 2 年の時点で 2,189 人となっている。このうち、農業従事者は 2,167 人であり、同様に右肩下がりの状態が続いているものの、営農の効率化等の効果により耕地面積については概ね維持されている。

第二次産業の就業者数については、第一次産業と同様に平成 22 年以降回復傾向にあったが、令和 2 年時点の 3,615 人になった以後は減少傾向の見込みとなっている。

第三次産業の就業者数については、右肩上がりで推移し続け、令和 2 年には 12,269 人となった以降は減少していくと予測されている。

(カ) 土地利用

本町は、空港を有する花巻市と東北新幹線の停車駅を有する盛岡市・花巻市に隣接した交通の便が良い町である。また、隣町の矢巾町には、令和元年に岩手医科大学附属病院が開院し、生活の利便性から、さらなる住環境整備をはじめとす

る都市化が進むと予想される。

このような現状の下、農業を基幹産業とする本町においては、農業振興を念頭に土地利用に係る各種計画と整合を図り、計画的な土地利用を推進していく必要がある。

a 農用地 平坦地では、水稻や水田転換による利用を図り、土地利用及び収益性の効率化を図る。

丘陵地については、樹園地や飼料畑として活用を図る。

b 山林原野 農地開発及び農地と一体的に保全する必要がある土地を除き、それぞれの土地・地域に合った有効な土地利用を図る。

c 住宅地 住宅用地の造成については、都市計画用途地域内への誘導を図り、農用地における農業生産を極力保全する。

d 工業用地 工業用地については、既存工業団地及びその周辺地域を中心とした用地又は計画地域への立地誘導を図る。

(キ) 土地用途間の移動構想

a 今回の計画見直しにより、農業振興地域の農地面積は 5,865.3ha から 5,835.2ha に、農業用施設用地面積は 17.0ha から 23.0ha に、山林原野面積は 7,999.8ha から 7,992.6ha に変動すると予想される。

土地用途間の移動構想

(単位: ha)

農業振興地域		農地		農業用施設		山林原野	
		実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在(令和4年3月末)		5,865.3	37.0	17.0	0.1	7,999.8	50.5
目標(令和8年度)		5,835.2	36.8	23.0	0.1	7,992.6	50.5
増減		30.1	0.2	6.0	—	7.2	—

住宅地		工業用地		その他		計	
実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
775.0	4.9	47.0	0.3	1,133.9	7.1	15,838	100
785.0	5.0	53.0	0.3	1,149.2	7.3	15,838	100
10.0	0.1	6.0	—	15.3	0.2	0.0	—

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地における農用地区域の設定方針

農業振興地域内にある農地 5,865.3ha のうち、農用地区域内の農地 5,293.2ha については維持を目指す、農用地として活用される見込みが薄い農地等若しくは現に活用されていない農地等については、次の a から d に掲げる基準に従って農用地区域から除外する。

- a 集落に介在する農用地で、概ね 3 辺以上が宅地等の農用地以外の土地と接し、一団地の規模が概ね 0.5ha 以下であり、生産性が低く、将来隣接宅地等と一体的に利用することが適当かつ集団的農地としての利用が困難と認められる農用地
- b 山間地に介在する農用地で、当該農用地周辺の山林原野開発予定がなく、一団地の規模が概ね 1 ha 以下であり、将来とも農業の近代化を図ることが困難と認められる農用地
- c 現況山林・原野等の農用地で、将来農地として開発する予定で農用地区域に編入していた山林・原野等又は農地に該当しない旨の農業委員会の証明書が出る見込みのある山林・原野等であり、今後とも農地として開発の見込みのない農用地
- d その他、それぞれの土地利用計画、農用地から除外することを本町が認めた農用地

(イ) 農業用施設用地の設定方針

農業振興地域内の現況農業用施設のうち、(ア)に基づき設定した農用地区域に介在し、かつ農業用施設用地に隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要がある次に掲げる農業用施設用地について、農用地区域を設定する。

(単位：ha)

名称	位置(集落名)	面積	施設の種類
しいたけ栽培団地	南伝法寺地区	1.4	栽培フレーム他
有限会社浅沼養鶏	小屋敷地区	1.5	養鶏場他
武田養豚場	上松本地区	0.6	養豚場
東長岡果樹生産組合	東長岡地区	0.1	堆肥盤
集落生産組合施設	片寄地区 10 集落	3.0	農機具格納庫他

名称	位置（集落名）	面積	施設の種類
集落生産組合施設	中央地区	0.3	農機具格納庫他
佐比内ぶどう生産組合	佐比内地区	1.0	果樹管理施設
岩手中央農業協同組合	赤沢地区	0.8	穀類乾燥調製施設
有限会社七木田ファーム	東長岡地区	1.2	養豚場
その他農業用施設	町内	6.6	
計		16.5	

（ウ） 現況山林・原野における農用地区域の設定方針

農業振興地域内の現況山林・原野のうち 334.1ha を農用地区域として管理するものとする。

（単位：ha）

地目	所在（位置）	所有者・管理者	面積	利用しようとする用途
山林・原野	二日町地内	私有地	2.3	農用地
〃	高水寺地内	〃	1.6	〃
〃	中島地内	〃	0.4	〃
〃	陣ヶ岡地内	〃	1.2	〃
〃	上松本地内	〃	0.8	〃
〃	升沢地内	〃	0.3	〃
〃	宮手地内	〃	0.1	〃
〃	小屋敷地内	〃	0.4	〃
〃	南伝法寺地内	〃	2.5	〃
〃	上平沢地内	〃	2.5	〃
〃	稲藤地内	〃	6.9	〃
〃	土館地内	〃	40.3	〃
〃	片寄地内	〃	6.5	〃
〃	平沢地内	〃	1.1	〃
〃	上野沢地内	〃	0.1	〃
〃	北日詰地内	〃	0.9	〃
〃	南日詰地内	〃	0.7	〃
〃	犬渕地内	〃	1.3	〃
〃	彦部地内	〃	8.6	〃
〃	大巻地内	〃	1.6	〃
〃	星山地内	〃	1.6	〃
〃	犬吠森地内	〃	0.2	〃

地目	所在（位置）	所有者・管理者	面積	利用しようとする用途
〃	佐比内地内	私有地	117.1	農用地
〃	赤沢地内	〃	26.0	〃
〃	船久保地内	〃	8.2	〃
〃	紫野地内	〃	8.1	〃
〃	遠山地内	〃	11.6	〃
〃	北田地内	〃	2.4	〃
〃	山屋地内	〃	16.5	〃
〃	江柄地内	〃	10.7	〃
〃	北沢地内	〃	4.9	〃
〃	栃内地内	〃	28.6	〃
〃	東長岡地内	〃	13.4	〃
〃	西長岡地内	〃	4.3	〃
〃	草刈地内	〃	0.4	〃
計			334.1	

（２） 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本町の農業は、地理的利便性を活かし、水稻を中心とした複合経営並びに地域の地形・地質等に合った作物生産の推進によって発展してきた。水稻の中でも、もち米については、全国でも有数の作付面積と生産量を誇り、果樹では、県内屈指のブドウ、りんごの産地である。このほか、循環型農業を基軸とした耕畜連携による畜産にも取り組んでいる。加えて、これらの営農活動により美しい田園風景が生み出されている。

今後 10 年間は、農業情勢が大きく変化していくことが予測されるため、変化に対して柔軟に対応するとともに、優良農地の確保と農業生産施設並びに生産基盤の整備及び支援を図りながら、農業の振興に取り組んでいく必要がある。

水田について、平坦地に存在するもののほとんどが 30 a 程度から 1 ha の区画に整備され、中山間地域においては 10 a から 20 a 程度の区画を中心に整備されている。町内の水田の 30 a 程度以上の整備率は 80% を超えており、今後とも基幹作物である水稻の振興や、社会情勢や米価等の動向を加味した転換・園芸作物の振興を図っていく。

普通畑では、野菜や花き等の振興作物や畜産の飼料用作物を中心に振興を図る。

東部丘陵地帯を中心に存在する樹園地については、「フルーツの里」づくりを推進するにあたり重要な位置付けとなることから、適宜改植や品種更新を行い、生産性の向上を図り、グリーン・ツーリズム等の観光の充実にもつなげていく。

(単位：ha)

農用地 区域	農地			農業用施設用地			計(山林・原野等除く)			山林・原野等		
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減
日詰	41	31	10	0	0	0	41	31	10	—	—	—
古館	251	251	0	0	0	0	251	251	0	9	9	0
水分	791	791	0	5	5	0	796	796	0	7	7	0
志和	1,277	1,273	4	5	5	0	1,282	1,278	4	56	56	0
赤石	689	687	2	1	1	0	690	688	2	2	2	0
彦部	681	681	0	1	1	0	682	682	0	14	14	0
佐比内	435	435	0	1	1	0	436	436	0	117	117	0
赤沢	619	619	0	1	1	0	620	620	0	105	105	0
長岡	474	474	6	3	9	6	474	474	0	62	62	0
計	5,351	5,329	22	17	23	6	5,368	5,352	16	372	372	0

注) 採草牧草地、混牧林地は面積がゼロのため省略

イ 地区別構想

(ア) 日詰地区

a J R東北本線西側に広がる水田は山王海ダム水系に属しており、県営ほ場整備事業により30a区画程度に整備されていることから、水稻と転換作物を組み合わせた水田農業を展開し優良農地として利用していく。

b 都市計画用途地域に隣接する農地の都市的利用については、各種計画との調和を図りながら適切に実施していく。

(イ) 古館地区

a J R東北本線西側に広がる水田は、鹿妻穴堰水系と山王海ダム水系に属し、県営ほ場整備事業により30a区画程度に整備されていることから、水稻と転換作物を組み合わせた水田農業を展開し優良農地として利用していく。

また、国道4号沿いには住宅地が形成されているが、J R東北本線と国道4号の間及び国道4号と北上川の間それぞれ一団の水田が存在している。これらの水田については、未整備であり、かつ、担い手が不足しているが、集団的に保全されていることから、可能な限り、農地としての利用を図る。

- b JR東北本線沿いの台地は、りんごの栽培地帯であり団地化も進み一部で共同作業体制も確立されている。担い手の減少やそれに伴う共同防除組織の維持が困難となっているが、新規就農者も一定数あることから、りんご栽培地帯としての利用を図る。
- c 都市計画用途地域に隣接する農地の都市的利用については、各種計画との調和を図りながら適切に実施していく。

(ウ) 水分地区

- a 水田について、平坦地は鹿妻穴堰水系と山王海ダム水系に属し、奥羽山麓は沢内川を水利としている。平坦地は県営ほ場整備事業により30a区画程度に整備され、一部は大区画ほ場も整備されている。この地区では、地区自体で組織化した大規模な集落営農組織による営農がなされている。今後も水稻と転換作物を組み合わせた水田農業を展開し優良農地として利用していく。

(エ) 志和地区

- a 水田について、平坦地は山王海ダム水系に属しており、県営ほ場整備事業による30a区画程度の整備が行われているほか、一部では大区画ほ場も整備されている。

この地域は、代表的なもち米の産地であり、今後も水稻と転換作物を組み合わせた水田農業を展開し優良農地として利用していく。

- b 奥羽山麓の台地に縦貫している東北自動車道沿いに散在する農地については、引き続き水田等の従前の用途による利用を図る。

(オ) 赤石地区

- a JR東北本線西側の水田は、県営ほ場整備事業により30a区画程度に整備され、山王海ダム水系に属している。

この地域は、(エ)志和地区と同様にもち米の産地であり、今後も水稻と転換作物を組み合わせた水田農業を展開し優良農地として利用していく。

- b 都市計画用途地域に近接する区域や国道4号沿いの農地は、ほ場整備事業計画はなく、現状以上に作業効率化を図ることは困難になってきている。これらの農地の都市的利用については、各種計画との調和を図りな

がら適切に実施していく。

(カ) 彦部地区

- a 北上川東側の平坦地に広がる水田の農業用水は、北上川からの灌漑である。この地域は、町内屈指のうるち米の多収穫地帯である。集落営農が進められており、地区全体を組織化して大規模な営農が行われている。

一部に県営の大区画ほ場整備事業が導入されており、今後も計画的に生産基盤の整備を推進しながら、水稻と転換作物を組み合わせた水田農業を展開し優良農地として利用していく。

(キ) 佐比内地区

- a 東部の北上高地周辺地域に位置し、丘陵地の地形・地質を活かしたブドウをはじめとするフルーツの生産が盛んな地域である。このほか、国道 396 号や県道佐比内彦部線沿いの水田は、ほ場整備事業により 20 a から 30 a の区画が整備され、うるち米を中心とした作付けが行われている。灌漑は、佐比内川水系を利用している。また、山間部の沢沿いに拓けた水田はほとんどが溜池によって水利が確保されている。農地が少ない地域ではあるが、水稻と転換作物を組み合わせた水田農業を展開し優良農地として利用していく。

- b 丘陵地には、ブドウを中心とした果樹園が広がり、特に花巻市大迫町に接する地域には、50ha のブドウ団地が形成されており、ブドウによる観光果樹園を経営している経営体も存在している。

また、国道 396 号沿いには、産直や農家レストラン等の農村・都市交流施設が整備されており、多くの人が訪れている。今後も、ブドウの主産地を維持するとともに、グリーン・ツーリズム等の観光型農業を推進する。

(ク) 赤沢地区

- a 東部の北上高地周辺地域に位置し、農地は山間地特有の沢沿いに集団的かつ帯状に広がっている。天王川や赤沢川水系を利用している水田は、一部の沢沿いや山間介在水田を除いてほ場整備事業が完了していることから、整備水田を有効活用し、水稻と転換作物を組み合わせた水田農業を展開し優良農地として利用していく。

- b 果樹の生産も盛んであるこの地域には、丘陵地を利用したりんご、ブドウ、ももの樹園地が多く点在している。近代化施設の導入などによって集

落営農組織による生産が確立されており、今後も樹園地の保全を図っていく。

原料用ワイン専用品種ブドウについては、自園自醸ワインの製造を行うワイナリーへの供給を確保していく。

- c この地域は、山間丘陵地帯で水田、樹園地及び飼料畑と林地が混在しており、必要な林地について農地との一体的な保全を図る。

(ケ) 長岡地区

- a 東部の平坦地域にあり、北上川を水利とする水田が左岸に拓け、大区画ほ場整備事業も完了し、早くから水稻の農事組合法人が設立され、全国的にも優良な事例として評価が高い組織運営がなされている。今後も、これらの経営体の育成強化を図りながら、うるち米をはじめとした水稻と転換作物を組み合わせた水田農業を展開し優良農地として利用していく。

- b 丘陵地には、2 法人が経営する 32ha のりんご団地があり、本町の果樹農業の一翼を担っている。今後も果樹園地として利用していく。

- c 当該地区北側は県都盛岡市に接しており、交通等の利便性も高いことから、土地の多様な利用の要望が強い地域であるが、可能な限り、優良農地として利用していく。

- d 農地の都市的利用については、各種計画との調和を図りながら適切に実施していく。

2 農用地利用計画

農用地利用計画図（25,000 分の 1）のとおりとする。

第3 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本町の農用地の分布状況は大別して西部平坦地域、中央部平坦部地域、東部平坦地域、東部丘陵地域に区分される。

北上川以西から奥羽山麓までの中央部及び西部地域は、平坦な水田地帯が拓けている。東部地域の北上川流域は、平坦な水田地帯となっており、東方の中山間地域には丘陵地が広がっており、その地形・地質から果樹生産が盛んな地帯となっている。

水田の整備率は、県内トップクラスに位置付けられ、水田総面積 4,349ha のうち 30 a 区画程度以上で整備されている水田が 3,635ha（83.6%）が存在している。このうち、大区画ほ場整備事業により 50a 程度以上の区画が整備されている水田が 545ha（12.5%）となっている。未整備水田の整備については、その必要性について検討し、地域の営農状況等に応じた整備を行っていく。

また、農業用水について、西部及び中央部においては、国営土地改良事業「山王海葛丸地区」により、機能低下した山王海ダムの基幹水利施設の更新・改修と併せて洪水調節施設及び小水力発電施設が新設される予定となっている。引き続き、国営及び県営の灌漑排水事業等による整備促進を図り、山王海ダム及び鹿妻穴堰水系の利用確保を図っていく。東部については、県営ほ場整備と併せ、北上川からの灌漑施設の整備を図る。

なお、生産基盤の整備にあたっては、事業の効率的な実施を図りつつ、環境との調和に配慮し、良好な生態系や景観等を形成・維持することにより、地域の財産の保全に努める。

（１） 中央部平坦地域（日詰、古館、赤石地区のそれぞれ一部）

ア 水田

県営のほ場整備事業が実施され、水田の汎用性が高まり、複合経営による農業生産の効率化が図られている地域である。総合的な生産基盤の整備を図り、効率的な土地利用を推進するため、国営及び県営による灌漑排水事業の推進を図る。

イ 畑地

古館地区の樹園地の土壌改良と計画的な改植を進め、生産性の向上を図る。

（２） 西部平坦地域（水分、志和地区）

ア 水田

県営のほ場整備事業が実施され、水田の汎用性が高まり、複合経営による農業生産の効率化が図られている地域である。総合的な生産基盤の整備を図り、効率

的な土地利用を推進するため、国営及び県営による灌漑排水事業の推進を図る。

イ 畑地

奥羽山麓に分布していた樹園地は、営農主体が変わったことに伴って作目を変更した営農が行われており、引き続き畑地としての利用を進める。

(3) 東部平坦地域 (彦部、長岡地区の一部)

ア 水田

県営のほ場整備事業が実施され、水田の汎用性が高まり、複合経営による農業生産の効率化が図られている地域である。県営による星山・犬吠森地区ほ場整備事業が実施されており、大区画のほ場を活用した効率的な土地利用を推進していく。

また、中山間地域の未整備水田について、目的に合ったほ場整備について検討し、水田の効率的活用を進める。

イ 畑地

当地域に分布する畑地及び樹園地を有効活用し、園芸品目の振興を図る。

(4) 東部丘陵地域 (佐比内、赤沢、長岡地区の一部)

ア 水田

丘陵地の沢沿いに分布する水田は、構造改善事業等によって整備が進められてきたが、一部に未整備地が残っているため、基盤整備事業未実施地域の整備について検討するとともに、効率的な土地利用を推進する。

イ 畑地

丘陵地を利用した樹園地が多く分布している地域であり、本町の重点作物の果樹農業の中心エリアである。生産性の向上を図るため、土壌改良や改植等による樹園地整備を促進する。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業種別	事業概要	受益範囲		対図 番号	備考
		受益地区	受益面積		
ほ場整備	区画整理 揚水機場 A=218ha 用水路	星山・犬吠森	218ha	1	県営経営体育成基盤整備事業
〃	区画整理 A=40ha	沢田	40ha	2	
〃	区画整理 A=20ha	上山新田	20ha	3	

事業種別	事業概要	受益範囲		対図 番号	備考
		受益地区	受益面積		
〃	区画整理 A=52.4ha	長岡北部	57ha	4	県営経営体育成基盤整備事業（予）
〃	区画整理 A=20ha	横沢	20ha	5	
〃	区画整理 A=10ha	山屋	10ha	6	
農用地造成 （農地整備）	土壌改良 果樹改植 A= 3 ha	古館	3 ha	7	
〃	土壌改良 果樹改植 A= 2 ha	志和	2 ha	8	
〃	土壌改良 果樹改植 A= 2 ha	赤沢	2 ha	9	
〃	土壌改良 果樹改植 A=3ha	長岡	3 ha	10	
〃	土壌改良 果樹改植 A= 1 ha	佐比内	1 ha	11	
〃	土壌改良 果樹改植 A= 2 ha	赤沢	2 ha	12	
〃	土壌改良 果樹改植 A= 2 ha	長岡	2 ha	13	
用排水路整備	用水路 L=2,900m	北幹線	333ha	14	県営水利施設整備
〃	用水路 L=800m	中央幹線	180ha	15	県営水利施設整備
基幹水利整備	用水路	山王海	2,505ha	16	国営土地改良事業
〃	ゲート整備 1 式 用排水路 1,251m	太田川	10ha	17	県営水利施設整備事業
〃	揚水機場 1 箇所	彦部・佐比内	94ha	18	県営水利施設整備事業
農業集落排水	施設機能強化等	紫波農集	352ha	19～ 24	町営農業集落排水事業

3 森林整備その他林業の振興との関連

農業生産基盤の整備を進めるにあたって農業水利の確保は最も重要な課題である。この観点から、水源のかん養機能を持つ森林の保全を図るとともに、農地と密接な関係がある自然環境の保全及び里山の美しい景観の保全など、森林が有する多面的機能を一層発揮するため、重視すべき機能に応じた整備を推進する。

4 その他事業との関連

ほ場整備事業の導入にあたっては、担い手への農地集積・集約化などにより生ずる労

働力を有効活用し、収益性の高い作物の生産及び高付加価値化に向けて6次産業化の取組を推進する。

第4 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農業従事者の高齢化及び担い手の不足が進み、中山間地域を中心とした耕作条件が不利なほ場を中心に農地の遊休化が進行している。農用地等の生産基盤を保全しつつ、適切に営農活動を行ってこそ、農地の持つ生産能力を生かすことができ、また、水源かん養等の多面的機能を発揮することができるため、農用地等の保全のための対策を講じていく。

農地及び農業用施設を災害から守ることは、安定的に営農活動を行う上で重要である。農業用施設の老朽化は、災害発生時に被害を及ぼす要因ともなり得ることから、計画的な改修を進め、農用地等の維持・保全を図る。

2 農用地等保全整備計画

荒廃農地等の発生抑制及び再生を目指し、多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払制度の活用促進や、農地中間管理事業の推進及び地域計画に則った農地集積・集約化を図ること等により、生産基盤の維持強化及び長寿命化を図るとともに適切な土地利用を推進する。

3 農用地等の保全のための活動

- (1) 農用地等の維持活動に必要な多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払制度の活用
- (2) アドプト協定()の締結及び活動の推進
- (3) 農業委員会と連携した遊休農地等の情報収集
- (4) 新規就農者・親元就農者及び耕地拡大を希望する担い手への情報提供の充実・強化
- (5) 農地中間管理事業を活用した農用地の利用集積・集約化

4 森林の整備その他林業の振興との関係

耕作条件の厳しい山間部在農地の保全については、水源かん養等の公益的機能に配慮しつつ、その土地の立地に合った土地利用を図る。

アドプト協定とは、道路や水路等の公共施設の一部区域・区間を「養子」とみなして、住民・団体・企業等が里親となり、養子となった施設の一部区域・区間を責任をもって保守管理していく制度

第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導の方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本町の農業における主な営農形態は、立地条件・自然条件を活かし、水稻をはじめとする水田を活用することを基幹に、果樹、野菜及び畜産等を組み合わせた複合経営である。営農における目標を、本町で定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想（以下、「基本構想」という。）において、他産業従事者と遜色ない生涯所得を実現し、職業の選択肢の一つとして選ばれる魅力的で持続可能な農業を目指している。この基本構想の中で、効率的かつ安定的な農業経営の目標を、主たる農業従事者1人当たり420万円とし、従たる農業従事者の所得を加えた経営体としての所得を570万円としている。年間労働時間については、主たる農業従事者1人当たり2,000時間としている。しかしながら、現状、高齢化の進展に伴う担い手の不足、農地の遊休化、社会情勢の急激な変化等、様々な要因が重なり課題がより複雑化している。

上記のような状況下にあっても、農業所得の向上と経営の安定化を図り、農地の適切な土地利用を確保するため、法人等の組織的な営農によって担い手を確保するとともに、省力的で大規模に栽培できる作目の導入等による農地の有効活用と、地域計画に基づく担い手への農地の集積・集約化等について支援していく。

(2) 営農類型ごとの経営体の目標

経営規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標並びに営農類型ごとの経営体の目標は、次のとおりである。

	営農類型	経営規模	戸数 (経営体数)	流動化目標面積
個別経営体	水稻 + 小麦	水稻 15.0ha 小麦 8.0ha	44	660ha
	水稻 (作業受託含) + 小麦	水稻 3.0ha 作業受託 15.0ha 小麦 10.0ha	8	80ha

個別経営体	水稲 + 飼料用米	水稲 15.0ha 飼料用米 9.0ha	3	72ha
	水稲 + WCS 稲	水稲 15.0ha 飼料用米 9.0ha	6	144ha
	繁殖牛 + 水稲	黒毛和種 25 頭 牧草 3.6ha 水稲 3.1ha	16	107ha
	肥育牛 + 飼料用米	黒毛和種 100 頭 牧草 3.5ha 飼料用米 13.0ha	4	66ha
	養豚	養殖雌豚 100 頭	7	—
	野菜	きゅうり 0.55ha (又はトマト、ピーマン)	63	35ha
	花き	りんどう 1.0ha	12	12ha
	果樹	りんご(又はブドウ) 2.0ha	33	66ha
	菌茸	生シイタケ 36,000 本	11	—
計			207	1,242ha

	営農類型	経営規模	戸数 (経営体数)	流動化目標面積
リーディング経営体	水稲 + 小麦	水稲 25.0ha 小麦 11.0ha	6	150ha
	トマト	トマト 1.2ha	(2) 上記経営体と重複	2.4ha
計			6	150.0ha

	営農類型	経営規模	戸数 (経営体数)	流動化目標面積
集落型の農業法人	水稲 + 小麦 + 大豆 + そば	水稲 60.0ha 小麦 15.0ha 大豆 15.0ha そば 7.0ha	18	1,080ha
	水稲 + 小麦	水稲 26.0ha 小麦 14.0ha	9	234ha
	水稲 + 大豆	水稲 26.0ha 大豆 14.0ha	2	52ha
計			29	1,366ha

	営農類型	経営規模	戸数 (経営体数)	流動化目標面積
新たに農業を営もうとする青年等	野菜専作	きゅうり 0.2ha	2	0.4ha
	野菜専作	トマト 0.2ha	1	0.2ha
	野菜専作	ミニトマト 0.12ha	3	0.36ha
	果樹専作	りんご(又はブドウ) 1.0ha	3	3.0ha
	花き	りんどう 0.38ha	1	0.38ha
計			10	4.34ha

(3) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導の方向

本町は岩手県のほぼ中央に位置し、都市近郊であって交通の利便が良いという地域性から、従前より他産業における就労と併せた兼業農家の割合が高く、農地については資産の一つとして保有する意識が強い状況であった。しかしながら、近年、担い手不足に起因する農家戸数の減少及び兼業化のより一層の進行等により、農作業の受委託や農地の貸借を中心に流動化が進んできた。このような状況下において、経営所得安定対策等を活用することにより、集落営農組織の組織化及び農地集積・集約化がさらに進んできている。

今後は、各地域で定める地域計画を尊重しつつ、担い手への農地集積・集約化を図り、集落営農組織への参加誘導などにより、地域の実情に合った農業を推進し、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に定める農用地の利用に占める面積のシェア目標の達成に努める。

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア目標	備考
おおむね 80 %	目標年次 令和 12 年度

ア 地域農業の集団活動

担い手への農地集積・集約化、相互の農地利用調整、農作業の受委託の促進、農業機械の共同利用、ICT 技術の導入などについて、地域の合意形成を図りながら生産性の高い農業を目指す。

(ア) 農用地の流動化

土地利用型農業を志向する意欲的な生産者に対し、紫波町農業経営改善支援センターを通じて支援を行う。

また、利用権設定等促進事業及び農地中間管理事業等を活用した農地の適切な流動化を図る。

(イ) 農用地の集積・集約化

農用地の効率的な利用に向け、農業委員及び農地利用最適化推進委員等と連携し、農地中間管理事業の活用を促進する。

(ウ) 農作業の受委託等の促進

農業機械等への過剰投資を防止するため、認定農業者や集落営農組合への農作業の集積及び農業機械等のシェアリングを図る。

イ 集落営農組織の育成

組織の活性化、法人化に向け、研修会の実施及び支援事業の導入など、支援体制を強化する。

- (ア) 組織経営者育成への支援
- (イ) 通年営農、通年雇用につながる取組の推進
- (ウ) 法人化移行後のフォローアップ体制の構築

ウ 地力の増進及び環境保全対策

紫波 2100 2021 環境・循環基本計画に基づく循環型まちづくりの一環として、町内で発生する有機性廃棄物を堆肥化して農地の土壌改良に活用する有機資源循環を推進しており、これと同時に、減化学肥料・減農薬による持続可能な農業を目指している。引き続き、有機資源循環を推進し、環境保全型農業の確立に努める。

エ 水田の有効活用

集団的利用による麦、そば、大豆等の戦略作物、地域振興作物及び重点園芸作物の生産拡大を図る。

オ 担い手・労働力の確保

地域農業の担い手である認定農業者と集落営農組織の育成と併せ、体験農園等を通じた新規及び親元就農者を含めた若年層の就農支援に取り組んでいく。

岩手中央農業協同組合が行う職業紹介制度等の活用を図り、労働力の確保を促進する。

また、若い世代を中心とした田園回帰の動きが拡大しつつあることを鑑み、田園回帰に伴う半農半 や短期・短時間就農など農業を含めた新しい就農形態の支援について検討する。

また、農福連携などの農業と他分野の多様な関わり方についても併せて検討・推進する。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

農業経営の規模拡大と農用地等の利用促進のため、次の活動を行う。

- (1) 農地流動化の有利性及び必要性の普及啓発
- (2) 総合相談体制の整備
- (3) 農地集積関連事業の導入推進
- (4) 農地保有合理化事業及び農地中間管理事業の推進
- (5) 遊休農地及び耕作放棄地の実態調査と利用促進

- (6) 農業経営改善支援センター活動の強化
- (7) 認定農業者連絡協議会活動の強化
- (8) 農地利用の総合調整の実施

上記の活動を通じて、農地の流動化を促進し、認定農業者の経営改善計画の達成を助長するとともに、集落営農組織の経営安定を図り、本町の農業の主要作目である水稻を中心とした耕種作物に、果樹、野菜、花き、畜産等を組み合わせた複合経営の維持発展に努める。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

現状、農用地として新たに開発可能な土地は、森林が太宗を占めている。農家の経営規模拡大のための農地開発にあたっては、北上川上流地域森林計画及び紫波町森林整備計画との整合を図りつつ、適切な開発を進める。

第6 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

農業近代化施設は、主に岩手中央農業協同組合や集落営農組織によって整備されている。今後とも、集落営農の活性化やリーディング経営体等の規模拡大のため、かつ、国、県の補助事業及び融資制度等を活用しながら、より効率的・省力的な生産性の高い農業を行っていくため、効果的な生産管理用施設及び機械の導入支援について検討する。また、民間企業が生産管理用施設等を運営する事例も見られるため、生産管理における民間企業の参入についても随時支援していく。

それから、本町では、「フルーツの里」づくりの取組や果樹を中心とした観光型農業を推進しており、これに併せて生産関連施設及び農産加工施設の整備についても逐次推進していく。

また、農業DXは、農作業の効率化・省力化だけでなく、データ蓄積等により、次世代に農業を受け継いでいく助けになるため、ロボット、AI、IoT等の技術の導入について逐次支援していく。

2 農業近代化施設整備計画

農産物の生産規模に応じた適正規模の生産管理用施設及び機械の導入を計画的に進める。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし。

第7 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成の方向

かねてから課題となっている、農業従事者の高齢化及び後継者不足による農業の担い手不足が進展しており、意欲ある新規就農者等の新たな担い手の確保・育成及びリーディング経営体に代表される地域で中心的な役割を担う経営能力に優れた経営体の育成・確保が重要かつ急務となっている。

新規及び親元就農者の発掘・支援を行うとともに、関係機関と連携を図り、本町の農業の魅力を発信しながら農業を職業として選択できる環境づくりを推進していく。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

令和2年度までに町の東西の農村部における小学校が統廃合となり、現在、7つの学校が空き校舎となっている。学校跡地においては、官民連携による活用の検討が進められており、事業活用のほか、農業就業者育成・確保に資する施設として利活用することについても検討されているため、これらの取組を支援し、新規就農等につながるよう努める。

3 農業を担うべき者のための支援の活動

県及び町の新規就農者研修受入経営体や新規農林業就業者支援事業を活用し、関係機関と連携して経営規模の拡大、経営管理能力の向上、営農に必要な技術の習得、スマート農業等の新技術・制度資金等の導入について、積極的に助言・指導を行っていく。

また、認定農業者に対しては、紫波町認定農業者連絡協議会と連携し、支援を積極的に行うとともに、適切な助言・指導を行う。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

本町の森林所有者の多くは農業との兼業であり、営農類型としては、稲作を基幹とした野菜、果樹、畜産、菌茸等の生産を組み合わせた複合経営である。林業技術の向上や経営意識を高めるための先進事例調査、研修会、講習会などを積極的に実施することにより林業の担い手の育成と確保を図る。

第 8 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本町の販売農家戸数 1,178 戸のうち、専業農家戸数は 262 戸となっており、約 8 割が兼業農家となっている。こうした農業構造の現状の下に、各農業従事者の安定的な就業を確保し、体質の強い農業構造の確立と農業・農村の発展を図っていく。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

(1) 担い手への農地集積・集約化及び集落営農組織の農作業受託拡大と併せて、農作業の効率化・省力化を図ることができるスマート農業や効率的な営農方法等について研修等を行い、支援していく。

(2) 法人化を進める意向のある集落営農組織等の支援を行い、就業者の通年雇用につながる体制づくりを行っていく。

(3) 町内に存在する 8 か所の有人産直、22 か所の農産物加工施設及び 5 か所の農家レストランは、いずれも農家女性の就労の場となっている。これらの運営を維持していくために、必要な支援を行っていく。

農産物の販路の一つとなっている産直の運営については、紫波町産直組合連絡協議会と連携し、消費者が求める安全安心な農産物を販売する体制づくりの支援を行う。

(4) 若い世代を中心とした田園回帰の動きが拡大しており、これに伴う半農半 や短期・短時間就農などの就業形態や就農する際の農地とのマッチング等の支援について検討する。

また、農泊や農福連携など、農業と他分野の多様な関わり方についても併せて推進する。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

本町の面積の 56.9%を占める森林は、農業生産や住民生活に欠くことができない公益的機能を有している。地理的・自然的条件等を考慮し、特に期待される森林の機能に応じた森林整備及び森林資源の循環利用を推進することが求められている。

町内には、戦後に植林し利用可能な林齢に達した森林が多数存在している。国産木材の需要は、少しずつではあるが回復傾向にあり、また、社会情勢等の変化に伴い国産木材の利活用が注目されている。しかしながら、農業と同様に、林業においても担い手の高齢化及び不足の深刻化や労働環境の改善の立ち遅れ等により、林業生産活動が全般的に停滞しており、需要に応じた安定供給は難しい状況にある。

本町の林家戸数は 1,527 戸であり、林家 1 戸当たりの平均保有面積は 2.58ha と、林家の大部分は小規模である。林家のほとんどが農業との兼業であり、農閑期に林業に従事している状態である。森林施業の実施状況は、森林組合等林業事業体への施業委託が行われているものの、大部分の森林が施業未実施の状態となっている。このような状態を改善するため、地域内の森林所有者間の連携を深め、森林施業の必要性を共有して、地域ぐるみで施業の取組を進め、森林管理の適正化と森林施業の共同化を促進する必要がある。

第9 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

本町は、社会環境及び経済環境に恵まれ、岩手県において住みたい町として高い評価を得ている。引き続き、道路、上下水道などの生活関連施設の維持・整備に努めるとともに、都市部の居住環境等や西部・東部の農村部の自然・景観に配慮したバランスの取れた土地利用を進め、魅力ある集落の形成を図る。

(1) 交通環境

生活に密着している町道、都市計画道路、歩行空間等の整備を推進するとともに、早期の道路補修や速やかな除雪等による安全安心な交通環境の整備に努める。

また、路肩の草刈り等の維持管理については、地域住民と連携し取り組む。

(2) 上下水道環境

飲料水の供給については、水安全計画に基づき、水質管理の徹底と危機管理の確立を図る。

また、下水道事業については、その地域に合った排水処理を進め、公衆衛生の向上に寄与するとともに、公共用水域の水質保全に努める。

(3) 住民参加・コミュニティ環境

農村部においては、農業とコミュニティが密接に関係しており、農業の担い手不足は、地域活動の衰退化に直結する。コミュニティ機能の維持・強化を図るため、特に若年層や女性が地域活動に参加しやすい場づくりを進め、多様な主体が関わる持続可能なコミュニティの構築に関する支援を行う。

(4) 保健医療環境

本町の医療は、近隣市町に医療機関が多く、入院を必要とする専門医療や高次救急医療については盛岡保健医療圏内に依存している。また、矢巾町にある岩手医科大学附属病院の専門医療や高次救急医療をより身近に受けられるようになった。少子高齢化の更なる進展や生活習慣病の増加等による疾病構造の変化に伴った保健サービスに対するニーズの高度化や多様化が見られる中、近隣市町も含めた医療環境を活かし、生涯にわたる健康課題への対応が必要である。

また、生活習慣病対策やがん対策は急務であり、効果的・効率的な検診及び保健指導の実施に向けて、関係機関と連携した保健活動の取組を行う。

(5) 公園及び自然環境

本町では、まちづくりと豊かな自然の調和を図るため、公園・緑地の整備・保全を進めてきた。特に、公園は人と人との交流や健康増進の場として活用され、また、経済活動の拠点となり得る可能性を秘めるとともに、災害時の避難地や救済活動の拠点となることもあるため、公園施設の老朽化対策等の安全保持が必要とされている。

自然緑地についても、100年後に残し伝えるべく、現在の豊かで恵まれた状態の保全を図っていく。

(6) 交通安全、消防、防災施策

安全安心で快適な生活環境を確保するため、安全な交通環境の整備及び交通安全思想の普及等の施策を進める。

また、防火思想の啓発を行うとともに、自主防災組織の組成・育成並びに消防組織の充実強化を図る。加えて、災害時に対応できる消防施設の整備推進及び人的被害をなくすことに重点を置いた防災体制の整備等を図る。

2 生活環境施設の整備計画

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	備考
町道改良	本町全域	本町全域	
配水管敷設	本町全域	本町全域	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本町の面積の 56.9%を占める恵まれた森林資源は、林産物の生産はもとより、国土保全、水源かん養、環境の保全等の多面的機能の発揮を通じて、地域住民の生活と深く結びついている。

林業を取り巻く状況を踏まえ、林業の持続的かつ健全な発展と森林の有する公益的機能を高度に発揮させるため、森林整備や森林資源の循環利用を担う林業経営を支援していく。